


# 保護者の皆様へ

## 出席停止について

インフルエンザやコロナウイルス感染症など、飛沫感染をするものは、子どもの罹患が多く、学校で流行を広げやすいものです。このような伝染病は、欠席ではなく出席停止となりますので下記のような診断を受けた場合はただちに学校にご連絡ください。診断書は不要です。連絡のあった日から出席停止になります。

病名	停止期間の基準
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで 
インフルエンザ	発症してから 5 日間かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失するまで
結核	学校医その他の医師により伝染のおそれがないと認められるまで
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

○条件によっては出席停止となる伝染病の例をあげます。

・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎（特にA型肝炎）・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ（夏風邪の一種）・マイコプラズマ感染症（肺炎）・感染性胃腸炎

\*このような伝染病は、学校での流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、出席停止にできるとされているものです。